

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
今市社会保険事務所庁舎敷地賃貸借	栃木社会保険事務局 契約担当官 北村 嘉雄 栃木県宇都宮市馬場通り2-1-1	平成21年4月1日	栃木県知事 栃木県宇都宮市 塙田1-1-20	昭和56年庁舎建築当時から借上げているものであり、現時点においては庁舎の一部が借地の上にある。返地した場合、当事務所の移転又は移設をしなければならなくなり、継続して賃貸契約を締結するのが妥当である。契約の性質が競争をゆるさないため、会計法第29条の3第4項に該当。 また、契約の相手方が栃木県であり、会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第16号(都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業共同組合、農業共同組合連合会又は慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき)に該当するため随意契約とする。	-	1,147,746	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当官群馬社会保険事務局 局長 大槻芳弘 群馬県前橋市大渡町1-10-7	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区 蔵前1-3-25	地方社会保険事務局及び社会保険事務所においては、被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている郵便事業株式会社と契約し、送付業務を委託しているものである。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	-	28,456,001	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
前橋年金相談センター賃貸借	支出負担行為担当官群馬社会保険事務局 局長 大槻芳弘 群馬県前橋市大渡町1-10-7	平成21年4月1日	社団法人群馬県農協ビル 群馬県前橋市亀里町1,310番地	会計法第29条の3第4項 近隣の物件と賃貸条件を比較調査したが、位置・環境・借料等総合的に最適な貸し物件と判断した。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約の性質が競争を許さないため。	-	5,886,972	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
外来者用駐車場賃貸借	契約担当官群馬社会保険事務局 局長 大槻芳弘 群馬県前橋市大渡町1-10-7	平成21年4月1日	丸江総業株式会社 群馬県高崎市柴崎町1,163番地2	会計法第29条の3第4項 近隣の物件と賃貸条件を比較調査したが、位置・環境・借料等総合的に最適な貸し物件と判断した。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約の性質が競争を許さないため。	-	1,053,000	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
外来者用駐車場賃貸借	契約担当官群馬社会保険事務局 局長 大槻芳弘 群馬県前橋市大渡町1-10-7	平成21年4月1日	財団法人高崎市都市整備公社 群馬県高崎市八島町110-21	会計法第29条の3第4項 近隣の物件と賃貸条件を比較調査したが、位置・環境・借料等総合的に最適な貸し物件と判断した。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約の性質が競争を許さないため。	-	1,228,500	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当官埼玉社会保険事務局 局長 さいたま市浦和区常盤4-11-15	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区 蔵前1-3-25	社会保険事務局等においては被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている日本郵政公社と契約し、送付業務を委託しているものである。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	-	4,554,050	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
後納郵便料	契約担当官浦和社会保険事務所長 さいたま市浦和区北浦和5-5-1	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	社会保険事務局等においては被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている日本郵政公社と契約し、送付業務を委託しているものである。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	-	10,628,601	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当官大宮社会保険事務所長 さいたま市北区宮原4-19-9	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	社会保険事務局等においては被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている日本郵政公社と契約し、送付業務を委託しているものである。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	-	9,548,401	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当官春日社会保険事務所長 春日部市中央1-52-1	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	社会保険事務局等においては被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている日本郵政公社と契約し、送付業務を委託しているものである。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	-	6,111,152	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当官川越社会保険事務所長 川越市脇田本町15-13 東上パールビル3階	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	社会保険事務局等においては被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている日本郵政公社と契約し、送付業務を委託しているものである。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	-	11,461,988	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当官熊谷社会保険事務所長 熊谷市桜木町1-93	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	社会保険事務局等においては被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている日本郵政公社と契約し、送付業務を委託しているものである。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	-	7,738,111	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当官所沢社会保険事務所長 所沢市上安松1152-1	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	社会保険事務局等においては被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている日本郵政公社と契約し、送付業務を委託しているものである。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	-	6,560,817	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
川越社会保険事務所庁舎借上げ	支出負担行為担当官 埼玉社会保険事務局長 厚生労働事務官 田口 芳夫 さいたま市浦和区北浦和5-5-1	平成21年4月1日	東上通運 株式会社 埼玉県川越市脇田本町15-13	当該賃貸借は、事業運営に必要な事務室等を引き続き確保するため、当該物件所有者と随意契約するものである。会計法第29条の3第4項・予算決算及び会計令第102条の4第3号による。	-	52,193,367	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
春日部社会保険事務所庁舎借上げ	支出負担行為担当官 埼玉社会保険事務局長 厚生労働事務官 田口 芳夫 さいたま市浦和区北浦和5-5-1	平成21年4月1日	永和不動産 株式会社 東京都千代田区有楽町1-5-1	当該賃貸借は、事業運営に必要な事務室等を引き続き確保するため、当該物件所有者と随意契約するものである。会計法第29条の3第4項・予算決算及び会計令第102条の4第3号による。	-	48,022,776	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
春日部社会保険事務所来客用駐車場借上げ	支出負担行為担当官 埼玉社会保険事務局長 厚生労働事務官 田口 芳夫 さいたま市浦和区北浦和5-5-1	平成21年4月1日	竹村 實(個人) 埼玉県春日部市一ノ割1725-1	当該賃貸借は、事業運営に必要な事務室等を引き続き確保するため、当該物件所有者と随意契約するものである。会計法第29条の3第4項・予算決算及び会計令第102条の4第3号による。	-	3,492,720	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
所沢社会保険事務所敷地借上げ	契約担当官 埼玉社会保険事務局長 厚生労働事務官 田口 芳夫 さいたま市浦和区北浦和5-5-1	平成21年4月1日	齋藤 愛子(個人) 埼玉県所沢市上安松1221	当該賃貸借は、事業運営に必要な事務室等を引き続き確保するため、当該物件所有者と随意契約するものである。会計法第29条の3第4項・予算決算及び会計令第102条の4第3号による。	-	2,538,162	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
所沢社会保険事務所総合相談室・駐車場借上げ	支出負担行為担当官 埼玉社会保険事務局長 厚生労働事務官 田口 芳夫 さいたま市浦和区北浦和5-5-1	平成21年4月1日	株式会社 宏陽 埼玉県所沢市上安松976-18	当該賃貸借は、事業運営に必要な事務室等を引き続き確保するため、当該物件所有者と随意契約するものである。会計法第29条の3第4項・予算決算及び会計令第102条の4第3号による。	-	14,976,000	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
埼玉社会保険事務局共同倉庫敷地借上げ	契約担当官 埼玉社会保険事務局長 厚生労働事務官 田口 芳夫 さいたま市浦和区北浦和5-5-1	平成21年4月1日	埼玉県 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	当該賃貸借は、事業運営に必要な事務室等を引き続き確保するため、当該物件所有者と随意契約するものである。会計法第29条の3第4項・予算決算及び会計令第102条の4第3号による。	-	2,274,332	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
大宮年金相談センター庁舎借上げ	支出負担行為担当官 埼玉社会保険事務局長 厚生労働事務官 田口 芳夫 さいたま市浦和区北浦和5-5-1	平成21年4月1日	大栄不動産 株式会社 東京都中央区日本橋室町1-1-8	当該賃貸借は、事業運営に必要な事務室等を引き続き確保するため、当該物件所有者と随意契約するものである。会計法第29条の3第4項・予算決算及び会計令第102条の4第3号による。	-	15,719,958	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
川口年金相談センター庁舎借上げ	支出負担行為担当官 埼玉社会保険事務局長 厚生労働事務官 田口 芳夫 さいたま市浦和区北浦和5-5-1	平成21年4月1日	みずほ信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲1-2-1	当該賃貸借は、事業運営に必要な事務室等を引き続き確保するため、当該物件所有者と随意契約するものである。会計法第29条の3第4項・予算決算及び会計令第102条の4第3号による。	-	16,244,046	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
埼玉社会保険事務局事務センター庁舎借上げ	支出負担行為担当官 埼玉社会保険事務局長 厚生労働事務官 田口 芳夫 さいたま市浦和区北浦和5-5-1	平成21年4月1日	住友生命保険相互会社 大阪府大阪市中央区城見1-4-35	当該賃貸借は、事業運営に必要な事務室等を引き続き確保するため、当該物件所有者と随意契約するものである。会計法第29条の3第4項・予算決算及び会計令第102条の4第3号による。	-	42,278,445	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
埼玉社会保険事務局事務センター清掃業務委託	契約担当官 埼玉社会保険事務局 厚生労働事務官 田口 芳夫 さいたま市浦和区北浦和5-5-1	平成21年4月1日	東京ビジネスサービス株式会社 東京都新宿区西新宿6-14-1	埼玉社会保険事務局共同事務センター庁舎における清掃業務委託については、建物賃貸借契約書第25条で示されている委託管理人からの指定業者としか契約できない案件であり、入居するビルの衛生管理上、共用部と同様の清掃内容を必要とし、契約の性質もしくは目的が競争を許さないものであり、会計法第29条の第4項及び予算決算及び会計令第102条の第3号により随意契約とする。	-	1,344,290	-	-	埼玉社会保険事務局共同事務センター庁舎における清掃業務委託については、建物賃貸借契約書第25条で示されている委託管理人からの指定業者としか契約できない案件であり、入居するビルの衛生管理上、共用部と同様の清掃内容を必要とし、契約の性質もしくは目的が競争を許さないものであり、会計法第29条の第4項及び予算決算及び会計令第102条の第3号により随意契約とする。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
大宮年金相談センター清掃業務委託	契約担当官 埼玉社会保険事務局 厚生労働事務官 田口 芳夫 さいたま市浦和区北浦和5-5-1	平成21年4月1日	大栄管理株式会社 埼玉県さいたま市大宮区宮町4-1-29	大宮年金相談センター庁舎における清掃業務委託については、賃貸借契約書第6条(3)の規定により貸主の指定管理会社との契約案件であり、契約の性質もしくは目的が競争を許さないものであり、会計法第29条の第3第4項及び予算決算及び会計令第102条の第3号により随意契約とする。	-	1,045,800	-	-	大宮年金相談センター庁舎における清掃業務委託については、賃貸借契約書第6条(3)の規定により貸主の指定管理会社との契約案件であり、契約の性質もしくは目的が競争を許さないものであり、会計法第29条の第3第4項及び予算決算及び会計令第102条の第3号により随意契約とする。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
春日部社会保険事務所庁舎の清掃業務委託	契約担当官 埼玉社会保険事務局 厚生労働事務官 田口 芳夫 さいたま市浦和区北浦和5-5-1	平成21年4月1日	東京美装興業株式会社 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町1-25-1	春日部社会保険事務所庁舎における清掃業務委託契約については、春日部セントラルビルの貸主からの指定業者(共用部分の清掃業務を行っている者であり、ビルの衛生安全管理上同一業者による清掃が不可欠)であり、契約の性質もしくは目的が競争を許さないものであり、会計法第29条の第3第4項及び予算決算及び会計令第102条の第3号により随意契約とする。	-	1,470,420	-	-	春日部社会保険事務所庁舎における清掃業務委託契約については、春日部セントラルビルの貸主からの指定業者(共用部分の清掃業務を行っている者であり、ビルの衛生安全管理上同一業者による清掃が不可欠)であり、契約の性質もしくは目的が競争を許さないものであり、会計法第29条の第3第4項及び予算決算及び会計令第102条の第3号により随意契約とする。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
電気料	契約担当官 千葉社会保険事務局 高井 正章 千葉市中央区弁天1-15-3	平成21年4月1日	東京電力株式会社 東京都千代田区内幸町1-1-3	会計法第29条の12 長期継続契約のため。	-	(4,424,360)	-	-	長期継続契約のため。(会計法第29条の12)	二(□)	長期継続契約 日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	支出負担行為担当官 千葉社会保険事務局 高井 正章 千葉市中央区弁天1-15-3	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	千葉社会保険事務局においては、被保険者や受給者等へ信書を送付することが多く、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている郵便事業株式会社と契約し、送付業務を委託しているものである。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の第3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	-	65,273,868	-	-	郵便事業株式会社だけが唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
松戸社会保険事務所年金相談コーナー分室の借上げ	支出負担行為担当官 千葉社会保険事務局 高井 正章 千葉市中央区弁天1-15-3	平成21年4月1日	株式会社インテリア岡本 千葉県流山市流山4-418	近隣物件との構造・環境条件・賃貸額及びその他の物件に変更する経費等を総合的に判断したため。 会計法第29条の第3第4項 予決令第102条の第3号	-	3,953,781	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
千葉社会保険事務局共同倉庫の借上げ	支出負担行為担当官 千葉社会保険事務局 高井 正章 千葉市中央区弁天1-15-3	平成21年4月1日	丸全京葉物流株式会社 千葉県市原市姉崎海岸56	近隣物件との構造・環境条件・賃貸額及びその他の物件に変更する経費等を総合的に判断したため。 会計法第29条の第3第4項 予決令第102条の第3号	-	6,816,096	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
千葉社会保険事務所千葉年金相談センターの建物借上げ	支出負担行為担当官 千葉社会保険事務局長 高井 正章 千葉市中央区弁天1-1 5-3	平成21年4月1日	小田急不動産株式会社 東京都渋谷区初台1-47-1	近隣物件との構造・環境条件・賃貸額及びその他の物件に変更する経費等を総合的に判断したため。 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	-	17,284,797	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
船橋社会保険事務所船橋年金相談センターの建物借上げ	支出負担行為担当官 千葉社会保険事務局長 高井 正章 千葉市中央区弁天1-1 5-3	平成21年4月1日	船橋都市計画事業船橋駅南口第1地区第1種市街地再開発事業施工者 船橋市代表船橋市長 千葉県船橋市湊町2-10-25	近隣物件との構造・環境条件・賃貸額及びその他の物件に変更する経費等を総合的に判断したため。 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	-	15,892,803	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
松戸社会保険事務所所柏年金相談センターの建物借上げ	支出負担行為担当官 千葉社会保険事務局長 高井 正章 千葉市中央区弁天1-1 5-3	平成21年4月1日	株式会社こうじや 千葉県柏市柏4-6-11	近隣物件との構造・環境条件・賃貸額及びその他の物件に変更する経費等を総合的に判断したため。 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	-	16,241,715	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
電力使用料	契約担当官 東京社会保険事務局長 厚生労働事務官 矢崎剛 東京都新宿区大久保2-12-1	平成21年4月1日	東京電力株式会社 東京都千代田区 区内幸町1-1-3	会計法第29条の12 長期継続契約のため。	-	(24,664,988)	-	-	長期継続契約のため。(会計法第29条の12)	二(□)	長期継続契約 日本年金機構へ移管(平成22年1月)
水道・下水道使用料	契約担当官 東京社会保険事務局長 厚生労働事務官 矢崎剛 東京都新宿区大久保2-12-1	平成21年4月1日	東京都水道局 東京都千代田区 内神田2-1-12	会計法第29条の12 長期継続契約のため。	-	(4,514,739)	-	-	長期継続契約のため。(会計法第29条の12)	二(□)	長期継続契約 日本年金機構へ移管(平成22年1月)
通信使用料	契約担当官 東京社会保険事務局長 厚生労働事務官 矢崎剛 東京都新宿区大久保2-12-2	平成21年4月1日	フュージョン・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区 大手町2-2-2	会計法第29条の12 長期継続契約のため。	-	(2,740,203)	-	-	長期継続契約のため。(会計法第29条の12)	二(□)	長期継続契約 日本年金機構へ移管(平成22年1月)
通信使用料	契約担当官 東京社会保険事務局長 厚生労働事務官 矢崎剛 東京都新宿区大久保2-12-2	平成21年4月1日	KDDI株式会社 東京都新宿区西 新宿2-3-2	会計法第29条の12 長期継続契約のため。	-	(1,000,000)	-	-	長期継続契約のため。(会計法第29条の12)	二(□)	長期継続契約 日本年金機構へ移管(平成22年1月)
通信使用料	契約担当官 東京社会保険事務局長 厚生労働事務官 矢崎剛 東京都新宿区大久保2-12-2	平成21年4月1日	ソフトバンクテレコムパートナーズ株式会社 東京都港区東新 橋1-9-1	会計法第29条の12 長期継続契約のため。	-	(1,736,000)	-	-	長期継続契約のため。(会計法第29条の12)	二(□)	長期継続契約 日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当官 東京社会保険事務局長 厚生労働事務官 矢崎剛 東京都新宿区大久保2-12-1	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区 蔵前1-3-25	東京社会保険事務局においては、被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている日本郵政公社と契約し、送付業務を委託しているものである。 そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	-	13,595,266	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)